

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペリ	食糧増産援助に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.11まで	H16.3.12 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 アバカル・グロ ・デアアル在セネガル ペリ大使	H17.5.24 300号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H16.4.2 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 セイボウ・デア キラ在セネガル ペリ代理大使	H17.5.24 304号
ペリ	カイ・セグー・モブチ地域給水計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	カイ・セグー・モブチ地域給水計画を実施するため に必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,266,000千円 (H16年度 178,000千円) H17.3.31まで (H17年度 640,000千円) H18.3.31まで (H18年度 448,000千円) H19.3.31まで	H16.5.19 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 アバカル・グロ ・デアアル在セネガル ペリ大使	H17.1.12 27号
ペリ	第二次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	第二次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の維持・管理及び衛生指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	1,280,000千円 H17.3.31まで	H16.6.18 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 川口哲郎在ペリ臨時代理大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 アバカル・グロ ・デアアル在セネガル ペリ大使	H17.3.28 155号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.3.17まで	H17.3.18 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ペリ大使 (セネガルにて兼轄) ペリ側 シンジ・ライコ・トラオレ在セネガル 大使	H17.6.23 479号
ペリ	ペリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペリ共和国政府との間の交換公文	ペリの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むペリの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,100,000千円 -----	H17.11.29 バマコで (同日)	日本側 中島明在ペリ大使 ペリ側 モクタール・ウア ンヌ外務・国際協力大臣	H17.12.14 1160号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (附加註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
マリ	食糧援助に関する日本国政府と マリ共和国政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	290,000千円 H18.11.28まで	H17.11.29 バヤコで (同日)	日本側 中島明在マリ大使 マリ側 モクタール・クア ンヌ外務・国際協力大臣	H17.12.14 1161号
マリ	貧困農民支援に関する日本国政 府とマリ共和国政府との間の交 換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	410,000千円 H18.3.31まで	H17.12.27 タカール (セネガ ル)で (同日)	日本側 (セネガルにて兼轄) ト マリ側 ラオレ在セネガル 大使	H18.2.14 92号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。